

令和7年2月27日

山形県総合交通政策課

1 トラック運送事業者の運行に対する支援

長期化している燃料費の高止まり等の影響を受け、厳しい経営状況に置かれているトラック運送事業者に対し、トラックの保有台数に応じて運行維持のための支援金を交付
(公益社団法人山形県トラック協会による支援事業)

対象者	一般貨物自動車運送事業者（靈きゅう限定を除く）又は特定貨物自動車運送事業者で、県内に事業所を有する中小企業者
対象車両	県内の事業所に配置された車両（リースを含む）で令和7年3月1日時点で山形運輸支局に登録されているもの（被けん引車を除く）
支援金の額	貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、所轄地方運輸局長に届け出ている運賃及び料金について ①標準的な運賃を活用し設定している場合又は標準的な運賃を上回る額を設定している場合 車両1台につき 3万円 ②上記①以外の額を設定している場合 車両1台につき 2万円

2 大型免許等取得に対する支援

物流の担い手の確保のため、大型免許等の取得者に対し、補助金を交付

対象者	大型免許等を取得して山形県内で就職又は自ら開業し、自動車運転業務に従事する方（事業者が従業員の免許取得費用を負担した場合は、当該事業者）
対象となる免許	大型免許、中型免許、けん引免許 (大型自動車の自衛隊用自動車限定又は中型自動車の8t限定の解除を含む)
対象経費	大型免許等の取得に要した経費
補助率	1/2 （上限11万円）

3 鉄道貨物へのモーダルシフトに対する支援

トラックによる長距離輸送から鉄道貨物へのモーダルシフトの促進のため、県内の貨物駅を新たに利用する荷主を開拓する第二種貨物利用運送事業者に対し、輸送した貨物の量に応じて補助金を交付

対象者	荷主から新たに鉄道コンテナ貨物輸送を受託した第二種貨物利用運送事業者
対象となる輸送機関	県内の貨物駅（山形オフレールステーション、酒田港駅）を出発する貨物鉄道
対象事業	①貨物駅を新規に利用する荷主を開拓するもの ②過去1年以内に取扱いのない新たな品目、輸送先を拡大する荷主を開拓するもの
補助金の額	補助金額（コンテナ1個当たり） 新規貨物 12フィート 12,000円 20フィート 20,000円 拡大貨物 12フィート 8,000円 20フィート 12,000円
	上限額 1荷主につき 50万円

※ 各支援事業について、募集要項やスケジュールが決まり次第、県のホームページに掲載するとともに、山形県トラック協会を通してお知らせします。